お客さま各位

【重要】住宅ローンご返済等に関するご案内

ご返済にあたっての注意点とお借入れ後の手続きについてご案内いたしますので、以下、ご確認くださいますようお願いいたします。

1. ＷＥＢサイトのご利用には、初期設定が必要です

当社所定のＷＥＢサイト（別途特約において特定のアクセス方法が指定されている場合においては当該方法によってアクセスすることができるＷＥＢサイトを含み、以下「ＷＥＢサイト」といいます。）のサービスをご利用するには、まずログインし、初期設定をしていただくことが必要です。初めてログインされるかたは、ＷＥＢサイトの「ホーム＞お問合せ・ご案内＞各種お手続き・設定＞初期設定（初めてのログイン))」に従ってお手続きください。
※当社ＷＥＢサイトの場合のご案内です。Ｂａａｓ提携サービスをご利用の場合、各Ｂａａｓ提携のスマートフォンアプリからご確認ください。以下のＷＥＢサイトについてのご案内も同様です。

2. 契約内容・返済予定表をご確認ください

お借入れ後、必ず、ＷＥＢサイトにログインのうえ、ご契約内容の「契約詳細」と、「返済予定表」のご返済額をご確認ください。返済予定表の郵送は、承っておりません。

ドコモ SMTB ネット銀行ＷＥＢサイト： https://www.netbk.co.jp/contents/

3. ご契約内容は、ＷＥＢサイトでご確認いただけます

住宅ローン契約詳細、「住宅ローン金利変動リスク等に関する説明書」および「ご契約内容確認書」の内容は、ＷＥＢサイトでいつでもご確認いただけます。
上記２．の「契約詳細」を選択し、下記画面で契約内容控え（契約当初）へ遷移ください。

4. お借入日により、初回返済日が異なります

初回返済日は、お借入れ後、初めて到来する約定返済日です。
お借入れ後、初めて到来する約定返済日が１ヵ月未満の場合は、２回目に到来する約定返済日が初回返済日となります（【例】の網掛をご覧ください)。
【例】約定返済日が１２日の場合
・ ３月１０日お借入れの場合 →４月１２日（１回目：３月１２日 ２回目：４月１２日）
・ ３月１２日お借入れの場合 →４月１２日（１回目：４月１２日）
・ ３月３０日お借入れの場合 →５月１２日（１回目：４月１２日 ２回目：５月１２日）

5. 初回返済額は、通常の返済額よりも多くなる場合があります

ご返済日の前日までに、「返済予定表」で初回返済額をご確認いただき、返済用口座に必要な金額をご入金（⇒６.）お願いいたします。

6. 返済用口座は、ドコモ SMTB ネット銀行の口座です

返済用口座は、お客さまがＷＥＢサイトで開設された代表口座円普通預金です（支店・口座番号は、ＷＥＢサイトログイン後の「お客さま情報照会・変更」画面および住宅ローン契約書（ＷＥＢサイトでのご契約のかたは、住宅ローン契約内容控え）にてご確認いただけます)。住宅ローン契約に基づき、毎月の約定返済日に返済用口座からの自動引落しにより、ご返済いただきます。
返済用口座へのご入金方法は、以下のとおりです。

（１） キャッシュカードでのご入金
提携ＡＴＭからご入金ください。提携ＡＴＭは、ＷＥＢサイトの「金利・手数料」の「ＡＴＭのご案内」よりご確認いただけます。キャッシュカードをお持ちでない場合、発行方法はＷＥＢサイト・アプリ等でご確認ください。

（２）振込
お客さまの代表円普通預金口座を受取人口座に指定して、振込により入金することができます。
※ 振込にあたっては、ご利用の銀行所定の振込手数料がかかります。

（３）スマートフォンアプリでのご入金
スマートフォンアプリ「ドコモ SMTB ネット銀行」では、「アプリでＡＴＭ」サービスのご利用により、キャッシュカード不要でＡＴＭでの入金が可能です。詳細はＷＥＢサイト・アプリ等でご確認ください。

7. 定額自動入金サービスのご利用にはＷＥＢサイトからのお手続きが必要です

お客さま名義の他行口座から、毎月特定の引落日に指定金額を引落し、自動的にドコモ SMTB ネット銀行の返済用口座へ入金する「定額自動入金サービス」（手数料無料）をご利用いただくことができます。
ご利用をご希望の場合は、必ず、ＷＥＢサイトの「定額自動入金（口座情報・入出金＞入金・受取の定額自動入金)」にて詳細をご確認のうえ、お手続きください。
※資金の引落口座は、ドコモ SMTB ネット銀行が指定する金融機関に開設された口座に限るものとします。また、定額自動入金サービスの入金日は、引落しの４営業日後です。約定返済日が入金日の前となっている場合や入金日・引落し日が祝日と重なった場合などは、当該口座の残高によっては住宅ローンの約定返済ができず、延滞となることがありますのでご注意ください。

8. お客さま情報の変更手続きが必要です

お借入れ後、ご登録のお客さま情報に変更があった場合は、お客さまご自身でＷＥＢサイトより、変更手続きを行っていただく必要があります。
住所変更手続きが未了の場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の『証明住所』が旧住所となります。また、証明書等がお手元に届かないおそれがありますので、ご注意ください。

以上